

令和7年度岩手県水防計画(案) 変更要旨及び変更対照表

※本変更対照表には、主なものを抜粋して記載しています。(誤字・脱字や所在地・連絡先等の経常的な変更は除く)
※変更後の追記・修正箇所は赤字記載しております。

資料1

変更要旨	
1 第4章 県が行う水防警報及び図表10-1岩手県水防本部設置(廃止)基準及び体制 ・県が行う水防警報における内容・発表基準の変更 ・岩手県水防本部設置(廃止)基準及び体制の変更 ◇水防計画案:p9、297 ◇変更対照表:p2～4 2 図表4-8 岩手県知事が行う水防警報 ・待機水位の追加、基準水位の見直しに伴う変更及び水位周知河川等の新規指定に伴う更新 ※令和7年6月1日時点の情報を記載 ◇水防計画案:p138～143 ◇変更対照表:p5～7 3 図表4-9 県水防連絡系統図 ・水位周知河川の水位超過情報(避難判断水位・氾濫危険水位)の伝達先追加及び水位周知河川の新規指定に伴う更新 ◇水防計画案:p144～164 ◇変更対照表:p8 4 図表5-5 危機管理型水位計による水位の観測箇所一覧 ・危機管理型水位計の新規設置及び移設に伴う更新 ◇水防計画案:p218、219 ◇変更対照表:p9～10 5 その他(※次ページ以降の変更対照表では記載を省略) 以下について、時点修正等の軽微な変更を行った。 (1)本文(第10章水防活動)⇒案p16 ※「都道府県版」水防計画作成の手引きの改訂に伴う文言等の変更 (2)図表2-2 市町村別消防団(水防団)員数及び水防管理団体一覧表 ⇒案p33 ※時点更新 (3)図表3-3 重要水防箇所調書(県管理)⇒案p71、94、95、101 ※時点更新 (4)図表4-4及び図表4-6⇒案p133、135 ※国が行う洪水予報及び水防警報における各予報区域及び区域を所管する機関名の明示 (5)図表4-5 北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報の伝達系統図 ⇒案p134 ※系統図の整理 (6)図表4-7 国土交通省が行う水防警報 伝達系統図 ⇒案p137 ※系統図の更新 (7)図表5-4 水位の観測箇所一覧表 ⇒案p203～217 ※各項目数値等修正 (8)図表7-1 岩手県内ダム施設一覧表 ⇒案p236～237 ※各項目水位等修正 (9)図表7-3 津波、高潮 連絡系統図 ⇒案p258～274 ※記載内容の表現適正化 (10)図表8-1 水防関係機関電話番号一覧 ⇒案p275～283 ※連絡先の追加、修正等 (11)図表9-2 水防管理団体の水防備蓄器具、資材一覧表 ⇒案p288～293 ※保有器具資材の時点更新 (12)参考9 砂防指定地指定表 ⇒案p382～387 ※新規指定に伴う時点更新 (13)参考12 浸水センサ表示システム(国土交通省)⇒p388 ※県ホームページ掲載先としてURLとQRコードの追加	

【解説】

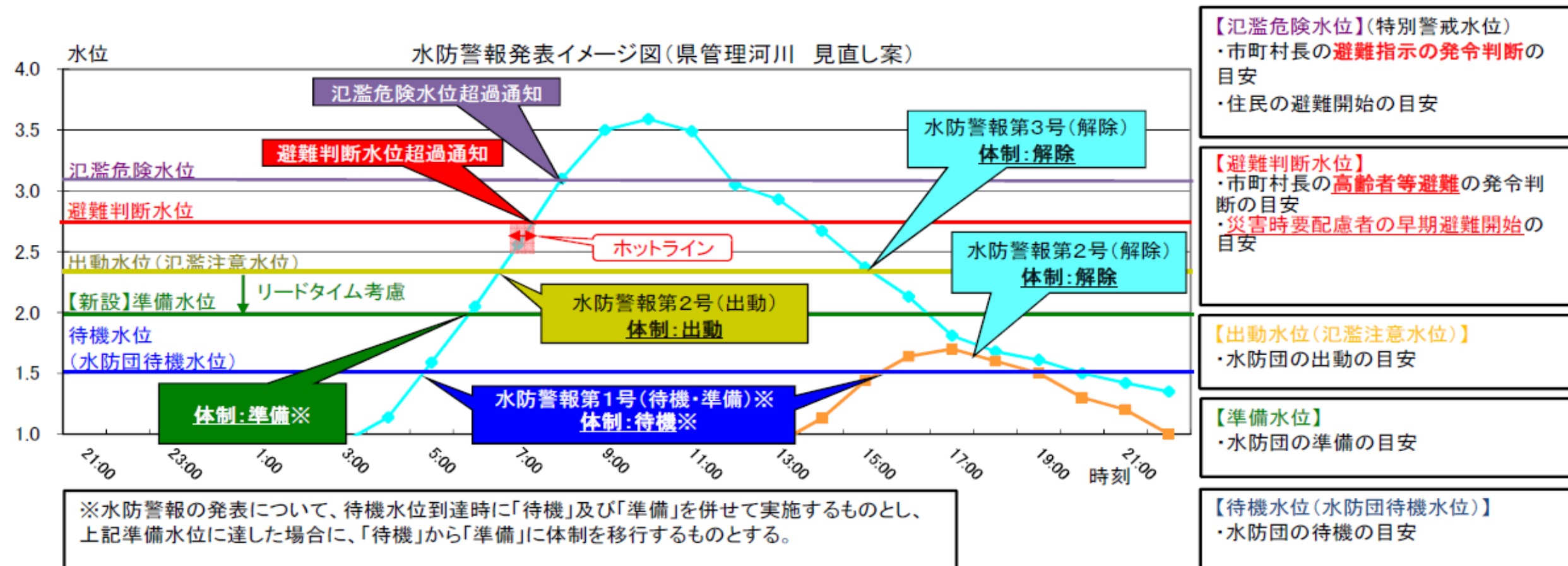
(1)県が行う水防警報における内容・発表基準の変更

- ① 従来は水防警報にかかる「待機」及び「準備」の発表基準水位を併せて水防団待機水位と同値に設定していたが、それぞれの警報を明確に分け、準備水位を新たに設置した。
- ② 待機水位は、水防団待機水位と同値のままとし、各水防機関が情報の収集及び連絡を開始し、待機する基準とした。
- ③ 準備水位は、出動水位到達までのリードタイムを考慮して設定し、各水防機関が出動の準備を開始する基準とした。

(2)岩手県水防本部設置(廃止)基準及び体制の変更

- (1)の変更に伴い、岩手県水防本部設置(廃止)基準及び体制を変更する。

◆参考:水防警報発表イメージ図(県管理河川 見直し案)



1 第4章 県が行う水防警報 ・ 図表10-1岩手県水防本部設置(廃止)基準及び体制 ※P9、296																													
P9	変更前 (2) 県が行う水防警報 知事は、知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に 関係のある機関に通知するものとする 水防警報を行う河川名、区域、基準観測所、担当機関は図表 4-8 (p138) のとおりである。 水防警報の伝達系統図は、図表 4-9 (p144) のとおりである。 <table><tr><th>種類</th><th>内 容</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>待機・準備</td><td>別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動の準備を行う。</td><td>図表 4-6 (p135) 及び図表 4-8 (p138) に記載の「待機・準備」水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき</td></tr><tr><td>出動</td><td>別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を実施する。</td><td>図表 4-6 (p135) 及び図表 4-8 (p138) に記載の「出動」水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき</td></tr><tr><td>解除</td><td>別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を終了する。</td><td>水防活動の必要がなくなったとき</td></tr></table>	種類	内 容	発表基準	待機・準備	別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動の準備を行う。	図表 4-6 (p135) 及び図表 4-8 (p138) に記載の「待機・準備」水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき	出動	別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を実施する。	図表 4-6 (p135) 及び図表 4-8 (p138) に記載の「出動」水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき	解除	別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を終了する。	水防活動の必要がなくなったとき	変更後 (2) 県が行う水防警報 知事は、知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に 関係のある機関に通知するものとする 水防警報を行う河川名、区域、基準観測所、担当機関は図表 4-8 (p138) のとおりである。 水防警報の伝達系統図は、図表 4-9 (p144) のとおりである。 (3) 国土交通省及び県が行う水防警報の種類及び発表基準 水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。 <table><tr><th>種類</th><th>内 容</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>待機</td><td>出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</td><td>県が行う水防警報においては、図表 4-8 (p138) に記載の待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり待機の必要があると認められたとき。</td></tr><tr><td>準備</td><td>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動の準備を行う。</td><td>図表 4-6 (p135) 及び図表 4-8 (p138) に記載の準備水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。 なお、県が行う水防警報については、「待機」と併せて発表するものとし、上記準備水位に達した場合に、「待機」から「準備」に移行するものとする。</td></tr><tr><td>出動</td><td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を実施する。</td><td>図表 4-6 (p135) 及び図表 4-8 (p138) に記載の出動水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。</td></tr><tr><td>解除</td><td>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。 別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を終了する。</td><td>国土交通省が行う水防警報においては、図表 4-6 (p135) に記載の準備水位以下に下降したとき、県が行う水防警報においては、図表 4-8 (p138) に記載の出動水位以下に下降したとき。 または、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</td></tr></table>	種類	内 容	発表基準	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	県が行う水防警報においては、図表 4-8 (p138) に記載の待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり待機の必要があると認められたとき。	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動の準備を行う。	図表 4-6 (p135) 及び図表 4-8 (p138) に記載の準備水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。 なお、県が行う水防警報については、「待機」と併せて発表するものとし、上記準備水位に達した場合に、「待機」から「準備」に移行するものとする。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を実施する。	図表 4-6 (p135) 及び図表 4-8 (p138) に記載の出動水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。 別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を終了する。	国土交通省が行う水防警報においては、図表 4-6 (p135) に記載の準備水位以下に下降したとき、県が行う水防警報においては、図表 4-8 (p138) に記載の出動水位以下に下降したとき。 または、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
種類	内 容	発表基準																											
待機・準備	別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動の準備を行う。	図表 4-6 (p135) 及び図表 4-8 (p138) に記載の「待機・準備」水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき																											
出動	別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を実施する。	図表 4-6 (p135) 及び図表 4-8 (p138) に記載の「出動」水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき																											
解除	別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を終了する。	水防活動の必要がなくなったとき																											
種類	内 容	発表基準																											
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	県が行う水防警報においては、図表 4-8 (p138) に記載の待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり待機の必要があると認められたとき。																											
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動の準備を行う。	図表 4-6 (p135) 及び図表 4-8 (p138) に記載の準備水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。 なお、県が行う水防警報については、「待機」と併せて発表するものとし、上記準備水位に達した場合に、「待機」から「準備」に移行するものとする。																											
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を実施する。	図表 4-6 (p135) 及び図表 4-8 (p138) に記載の出動水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。																											
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。 別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を終了する。	国土交通省が行う水防警報においては、図表 4-6 (p135) に記載の準備水位以下に下降したとき、県が行う水防警報においては、図表 4-8 (p138) に記載の出動水位以下に下降したとき。 または、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。																											

P296 変更前

図表 10-1 岩手県水防本部設置（廃止）基準及び体制

区分	設 置 基 準	廃 止 基 準	体 制
県水防本部	(1) 大雨警報、洪水警報、津波注意報、水防警報（国土交通省が行う水防警報を含む）が発表された場合。 (2) 国土交通省が行う北上川上流（雫石川・中津川・豊沢川・和賀川・胆沢川・人首川・磐井川・砂鉄川を含む）、雫石川、猿ヶ石川氾濫注意情報が発表された場合。 (3) 長雨等による地面現象災害が多発のおそれ、又は火山による災害発生のおそれがあり、河川課総括課長が必要と認める場合。 (4) 氾濫注意水位（警戒水位）に達しなお増水し、警戒の措置が必要と認められる場合。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下となり洪水の危険がなくなった場合、または水災の危険がなくなったと判断される場合	少数の人員で情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制とする。
	県内に震度 5 弱の地震が発生した場合。	水害の危険がなくなったと判断される場合。	〃

変更後

図表 10-1 岩手県水防本部設置（廃止）基準及び体制

区分	設 置 基 準	廃 止 基 準	体 制
県水防本部	(1) 大雨警報、洪水警報、津波注意報が発表された場合。	当該警報、注意報が解除され、水災の危険がなくなったと判断される場合。	直ちに招集し、少数の人員で情報の収集、連絡及びその他の活動ができる体制とする。
	(2) 岩手県知事が行う水防警報が発表された場合。	水防警報が解除され、洪水の危険がなくなった場合。	少数の人員で情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制とする。 なお、水防警報の種類に応じて岩手県水防本部では以下の対応を基本とする。 「待機」：情報の収集及び連絡 「準備」：招集に向けた準備 「出動」：招集
	(3) 国土交通省が行う北上川上流（雫石川・中津川・豊沢川・和賀川・胆沢川・人首川・磐井川・砂鉄川を含む）、雫石川、猿ヶ石川水防警報または氾濫注意情報が発表された場合。		直ちに招集し、少数の人員で情報の収集、連絡及びその他の活動ができる体制とする。 なお、水防警報の種類に応じて岩手県水防本部では以下の対応を基本とする。 「準備」：情報の収集、連絡及び招集に向けた準備 「出動」：招集
	(4) 長雨等による地面現象災害が多発のおそれ、又は火山による災害発生のおそれがあり、河川課総括課長が必要と認める場合。	水災の危険がなくなったと判断される場合。	少数の人員で情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制とする。
	(5) 水防警報指定河川以外の河川において、氾濫注意水位（警戒水位）に達しなお増水し、警戒の措置が必要と認められる場合。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下となり洪水の危険がなくなった場合。	
	(6) 県内に震度 5 弱の地震が発生した場合。	水災の危険がなくなったと判断される場合。	

【解説】

(1)準備水位の追加に伴う更新

- ① 従来は水防警報にかかる「待機」及び「準備」の発表基準水位を併せて水防団待機水位と同値に設定していたが、それぞれの警報を明確に分け、準備水位を新たに設置した。
- ② 待機水位は、水防団待機水位と同値のままとし、各水防機関が情報の収集及び連絡を開始し、待機する基準とした。
- ③ 準備水位は、出動水位到達までのリードタイムを考慮して設定し、各水防機関が出動の準備を開始する基準とした。

◆参考：水防警報及び水防団待機水位について

①水防警報について(水防法第2 条第8項、第16条)

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

②水防団待機水位(通報水位)について(水防法第12条第1項)

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12 条第1項に規定される通報水位)をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

P141 変更前

観測所名	零点高標高 (m)	水防警報河川		水位周知河川		待機・準備	出動	解除	情報
		水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動に必要なとき。
鳴瀬橋	162.890	1.3	1.8	2.6	2.8	1.30m	1.80m	同上	同上
神ノ田	73.950	1.6	3.3	3.3	4.3	1.60m	3.3m	同上	同上
折壁	145.190	1.5	2.6	2.6	2.8	1.50m	2.60m	同上	同上
北矢幅	112.350	0.5	0.8	1.2	1.4	0.50m	0.80m	同上	同上
		0.7	1.6	2.6	3.1	0.70m	1.60m	同上	同上
福泉寺橋	274.250	0.2	0.9	1.4	1.9	0.20m	0.90m	同上	同上
繁の木橋	56.330	1.7	2.7	4.3	4.7	1.70m	2.70m	同上	同上
田鎖橋	5.963	1.2	2.2	2.7	3.4	1.20m	2.20m	同上	同上
越喜来橋	3.220	1.3	1.8	3.0	3.2	1.30m	1.80m	同上	同上
茂市	44.430	1.3	2.1	2.8	3.4	1.30m	2.10m	同上	同上
山形	265.970	0.7	1.2	1.8	2.2	0.70m	1.20m	同上	同上
大野	205.590	0.6	0.8	0.9	1.0	0.60m	0.80m	同上	同上

変更後

観測所名	零点高標高 (m)	水防警報河川		水位周知河川		待機	準備	出動	解除	情報
		水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり待機の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動に必要なとき。
松林	272.583	1.8	2.9	3.0	3.5	1.80m	2.40m	2.90m	同上	同上
子木地		1.9	2.1	2.2	2.8	1.90m	1.90m	2.10m	同上	同上
菅代川	5.260	1.2	1.5	1.5	1.9	1.20m	1.10m	1.50m	同上	同上
八日町	1.200	1.3	1.9			1.30m	1.60m	1.90m	同上	同上
生出町	6.673	1.6	2.3	3.1	3.4	1.60m	2.00m	2.30m		
山形	265.970	0.7	1.2	1.8	2.2	0.70m	0.80m	1.20m	同上	同上
長内橋	1.490	2.9	3.5	3.6	4.0	2.90m	3.10m	3.50m	同上	同上
夏井	4.700	1.4	1.9	1.9	2.2	1.40m	1.60m	1.90m	同上	同上
宇部	19.710	1.2	1.7	1.8	2.0	1.20m	1.50m	1.70m	同上	同上
野田	3.610	1.3	2.2	3.2	3.7	1.30m	1.70m	2.20m	同上	同上
大野	205.590	0.6	0.8	0.9	1.0	0.60m	0.70m	0.80m	同上	同上
沢田橋	274.610	1.0	1.4	1.5	1.8	1.00m	1.10m	1.40m	同上	同上
昭和橋	143.810	1.7	2.3	3.4	3.5	1.70m	2.20m	2.30m	同上	同上
岩根橋	139.322	1.2	1.8	1.8	2.0	1.20m	1.60m	1.80m	同上	同上
石切所	89.680	1.8	2.6	2.7	3.0	1.80m	2.30m	2.60m	同上	同上
中央橋	177.650	2.0	2.6	2.6	3.3	2.00m	2.00m	2.60m	同上	同上

【解説】

(2)水防警報等を行う基準水位の見直しについて
危険個所の再設定や水位計の変更及び設置による基準水位等の見直しに伴い更新する。
・夏川(小谷橋)、大股川(高屋敷)、宇部川(宇部)

◆参考:水位周知区間及び基準水位の設定方法について
①使用する水位計で水位周知出来る区間(受持ち区間)を、支川の流入量・流下時間等から決定する。
②受持ち区間に1か所危険箇所(区間内で一番初めに氾濫が開始する箇所で背後地に住家等がある箇所)を設定する。
③危険箇所で氾濫開始する水位を、水位計設置箇所の水位に換算する。(氾濫開始相当水位)
④氾濫開始相当水位から、リードタイムとして1時間で上昇すると見込まれる水位(避難時間等を勘案)を引き去り、氾濫危険水位を設定する。
⑤氾濫危険水位からリードタイムとして1時間又は30分で上昇すると見込まれる水位を引き去り、避難判断水位を設定する。

変更前

図表4-8岩手県知事が行う水防警報

水防警報名	区域（左岸） 区域（右岸）	観測所名	担当機関名	河川名	観測所名	零点高標高 (m)	水防警報河川		水位周知河川		待機・準備	出動	解除	情報
							水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動に必要なとき。
夏川	一関市花泉町油島字花欠26 番1地先(小谷地橋上流200m)から 宮城県境まで	佐沼 (迫川)	一関土木センター	夏川	佐沼 (迫川)	5.0812	3.6	4.2	4.3	4.7	3.60m	4.20m	同上	同上
大股川	左岸 気仙郡住田町世田米字中井25番地先(高屋敷橋上流400m)から 気仙郡住田町世田米字川口30番6地先(気仙川合流点)まで 右岸 気仙郡住田町世田米字中井76番地先(高屋敷橋上流400m)から 気仙郡住田町世田米字大渡6番地先(気仙川合流点)まで	高屋敷	大船渡土木センター	大股川	高屋敷	222.910	1.5	1.9	1.9	2.0	1.50m	1.90m	同上	同上
宇部川(上流)	左岸 久慈市宇部町第3地割8番1地先(県管理区間上流端)から 久慈市宇部町第11地割79番1地先(石渡橋)まで 右岸 久慈市宇部町第3地割23番2地先(県管理区間上流端)から 久慈市宇部町第12地割62番4地先(石渡橋)まで	野田	県北広域振興局 土木部	宇部川	野田	3.010	1.0	1.4	1.6	2.2	1.00m	1.40m	同上	同上
宇部川(下流)	左岸 久慈市宇部町第11地割79番1地先(石渡橋)から 九戸郡野田村大字野田第29地割字袋6番8地先(野田橋)まで 右岸 久慈市宇部町第12地割62番4地先(石渡橋)から 九戸郡野田村大字野田第19地割字町裏28番11地先(野田橋)まで						1.3	2.2	3.2	3.7	1.30m	2.20m	同上	同上

変更後

図表4-8岩手県知事が行う水防警報

水防警報名	区域（左岸） 区域（右岸）	観測所名	担当機関名	河川名	観測所名	零点高標高 (m)	水防警報河川		水位周知河川		待機	準備	出動	解除	情報
							水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり待機が必要であると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動に必要なとき。
夏川	一関市花泉町一関市花泉町油島字 猪岡沖65番地先(夏川1号橋下流200m)から 宮城県境まで	小谷地	一関土木センター	夏川	小谷地	6.680	2.6	3.2	3.8	4.2	2.60m	2.80m	3.20m	同上	同上
大股川	左岸 気仙郡住田町世田米字中井25番地先(高屋敷橋上流400m)から 気仙郡住田町世田米字川口30番6地先(気仙川合流点)まで 右岸 気仙郡住田町世田米字中井76番地先(高屋敷橋上流400m)から 気仙郡住田町世田米字大渡6番地先(気仙川合流点)まで	高屋敷	大船渡土木センター	大股川	高屋敷	222.910	1.8	2.6	2.9	3.7	1.80m	1.80m	2.60m	同上	同上
宇部川(上流)	左岸 久慈市宇部町第3地割8番1地先(県管理区間上流端)から 久慈市宇部町第11地割79番1地先(石渡橋)まで 右岸 久慈市宇部町第3地割23番2地先(県管理区間上流端)から 久慈市宇部町第12地割62番4地先(石渡橋)まで	宇部	県北広域振興局 土木部	宇部川	宇部	19.710	1.2	1.7	1.8	2.0	1.20m	1.50m	1.70m	同上	同上
宇部川(下流)	左岸 久慈市宇部町第11地割79番1地先(石渡橋)から 九戸郡野田村大字野田第29地割字袋6番8地先(野田橋)まで 右岸 久慈市宇部町第12地割62番4地先(石渡橋)から 九戸郡野田村大字野田第19地割字町裏28番11地先(野田橋)まで	野田	県北広域振興局 土木部		野田	3.010	1.3	2.2	3.2	3.7	1.30m	1.70m	2.20m	同上	同上

2 図表4-8 岩手県知事が行う水防警報 ※P138～143

【解説】

(3)水位周知河川等の新規指定について

令和7年3月21日付で滝名川、普代川を水位周知河川として新規指定したことに伴い更新する。

令和7年5月27日に指定予定である米内川、黄海川についても更新する。

※変更点として担当機関毎に並べ替えを行った。

変更前

図表4-8 岩手県知事が行う水防警報

水防警報名	区域（左岸） 区域（右岸）	観測所名	担当機関名	河川名	観測所名	零点高標高 (m)	水防警報河川		水位周知河川		待機・準備	出動	解除	情報
							水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)				

P139 変更後

図表4-8 岩手県知事が行う水防警報

水防警報名	区域（左岸） 区域（右岸）	観測所名	担当機関名	河川名	観測所名	零点高標高 (m)	水防警報河川		水位周知河川		待機	準備	出動	解除	情報
							水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)					
滝名川	左岸 紫波郡紫波町土鎗字馬ノ子3番1地先(山王海ダム下流)から 右岸 紫波郡紫波町土鎗字馬ノ子3番1地先(山王海ダム下流)から	志和	盛岡広域振興局 土木部	滝名川	志和		1.0	1.2	1.3	1.5	1.00m	1.00m	1.20m	同上	同上
	紫波郡紫波町大淵字下越田66番4地先(北上川合流点)まで														
米内川	左岸 盛岡市上米内字畑井野104番35(畑橋)から 右岸 盛岡市上米内字畑50番4(畑橋)から	米内川	盛岡広域振興局 土木部	米内川	米内川		0.7	1.1	1.2	1.6	0.70m	0.70m	1.10m	同上	同上
	盛岡市下米内一丁目77番1地先(中津川合流点)まで														
普代川	左岸 下閉伊郡田野畑村観夷森137番3地先から 右岸下閉伊郡田野畑村子木屋敷27番1地先から	子木地	岩泉土木センター	普代川	子木地		1.9	2.1	2.2	2.8	1.90m	1.90m	2.10m	同上	同上
	下閉伊郡田野畑村果合76番1地先(果合下樋)まで														
黄海川	左岸 一関市藤沢町西口字外新地66番地先(大平川合流点)から 右岸 一関市藤沢町西口字荒巻261番地先(大平川合流点)から	黄海	千厩土木センター	黄海川	黄海		2.0	2.7	3.0	3.6	2.00m	2.10m	2.70m	同上	同上
	一関市藤沢町黄海字下河原1番1地先(北上川合流点)まで														

3 図表4-9 県水防警報連絡系統図 ※P144～164

【解説】

(1)水位周知河川の水位超過情報(避難判断水位・氾濫危険水位)の伝達について(全地区)

県管理河川の水位周知河川の水位超過情報(避難判断水位・氾濫危険水位)について、住民への周知をより効率的・効果的とするため、令和5年10月から新聞社への伝達を追加した。
今年度新規1件追加する(随時追加)。
電話番号の修正

(2)盛岡(2河川)、千厩及び岩泉地区の伝達系統図について

令和7年3月21日付で滝名川、普代川を水位周知河川として新規指定したことに伴い更新する。
令和7年5月27日に指定予定である米内川、黄海川についても更新する。

◆参考:水位周知河川及び水防警報河川について

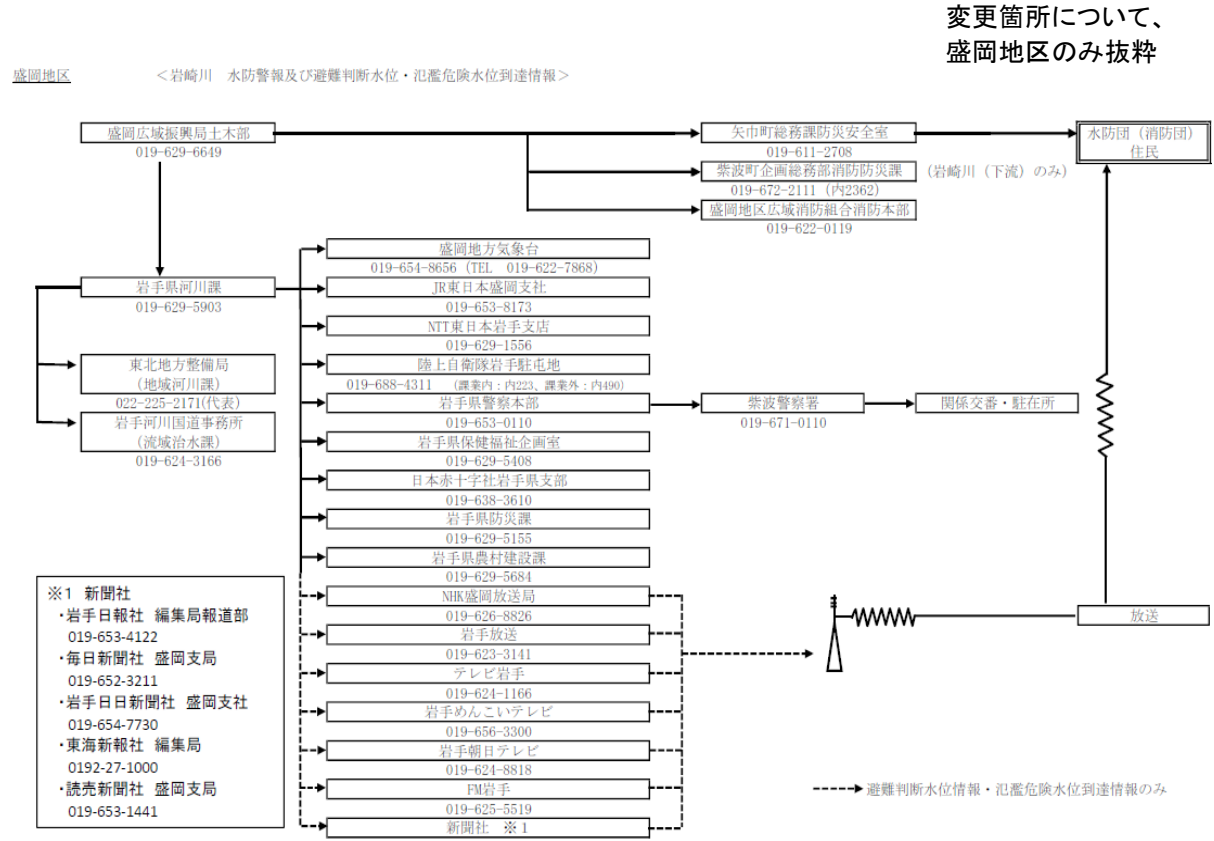
①水位周知河川について(水防法第13条第2項)

河川管理者は、河川の水位が避難判断水位及び氾濫危険水位に達したとき、水防管理者等に河川水位を通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

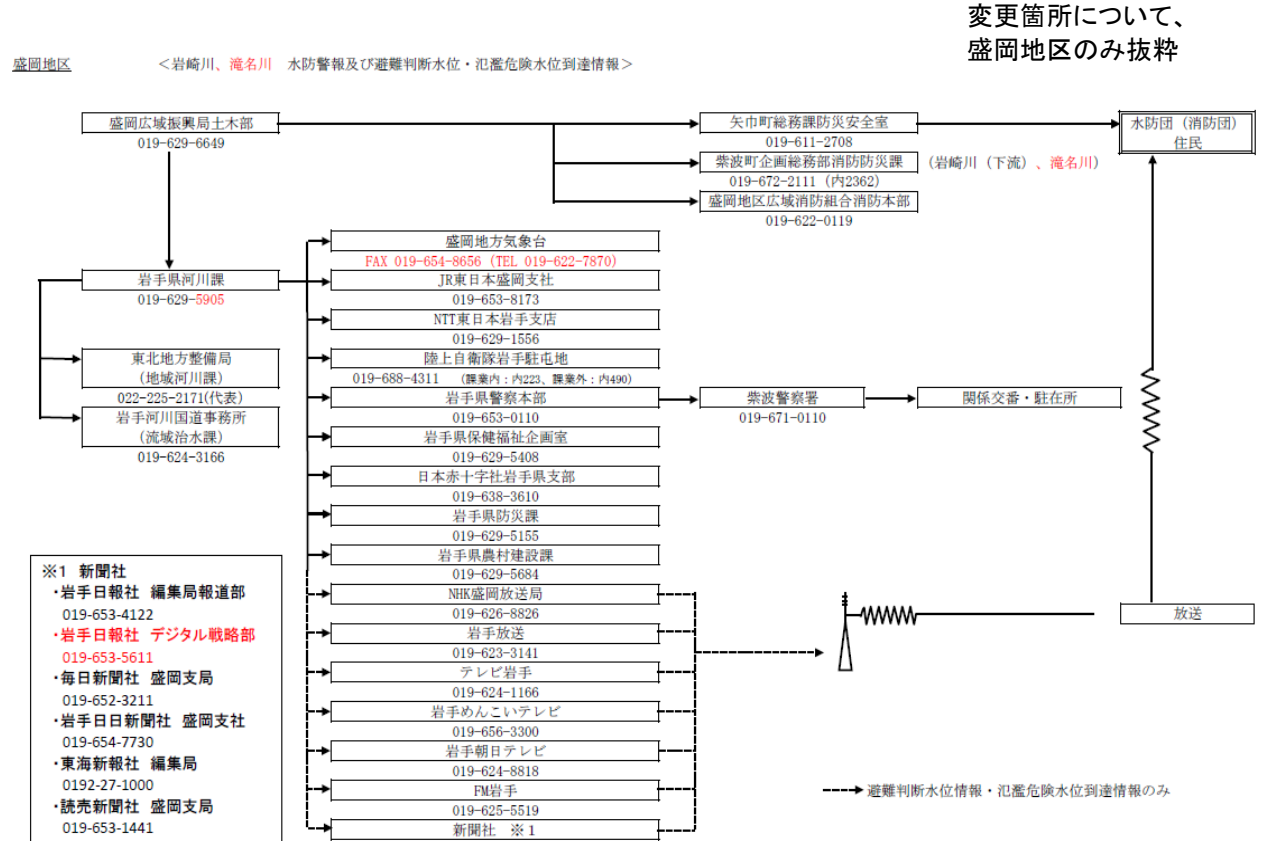
②水防警報河川について(水防法第16条)

河川管理者は、河川の水位が水防団待機水位及び氾濫注意水位に達したとき、水防管理者等に、水防団及び消防機関の活動の目安として、水防警報を発令する。

P153 変更前



変更後



4 図表5-5 危機管理型水位計による水位の観測箇所一覧 ※P218～232

【解説】

(1)危機管理型水位計の新規設置について
令和6年度に見前川(矢巾町)島橋に危機管理型水位計を新規設置したことに伴い更新する。

P218 変更前

図表5-5(総括表) 危機管理型水位計による水位の観測箇所一覧(岩手県管理分)

公所・市町村名	河川数	設置箇所数	公所・市町村名	河川数	設置箇所数
盛岡広域振興局土木部管内	27	29	岩泉土木センター管内	9	10
盛岡市	10	11	岩泉町	4	5
滝沢市	2	2	田野畑村	5	5
雫石町	6	6	県北広域振興局土木部	25	30
紫波町	5	6	久慈市	16	19
矢巾町	4	4	普代村	1	2
岩手土木センター管内	20	28	野田村	5	5
八幡平市	15	17	洋野町	3	4
葛巻町	3	6	二戸土木センター管内	17	28
岩手町	2	5	二戸市	7	10
花巻土木センター管内	25	29	軽米町	4	5
花巻市	25	29	九戸村	2	3
北上土木センター管内	18	21	一戸町	7	10
北上市	7	7			
西和賀町	12	14			
県南広域振興局土木部管内	20	30			
奥州市	16	23			
金ヶ崎町	4	7			
一関土木センター管内	21	26			
一関市	18	23			
平泉町	3	3			
千厩土木センター管内	13	16			
一関市	13	16			
大船渡土木センター管内	21	23			
大船渡市	11	11			
陸前高田市	6	6			
住田町	5	6			
遠野土木センター管内	20	22			
遠野市	20	22			
沿岸広域振興局土木部管内	10	10			
釜石市	8	8			
大槌町	2	2			
宮古土木センター管内	21	25			
宮古市	16	20			
山田町	5	5			
			計	※262河川	327基

※河川数の計は、重複を除いたものであること。

変更後

図表5-5(総括表) 危機管理型水位計による水位の観測箇所一覧(岩手県管理分)

公所・市町村名	河川数	設置箇所数	公所・市町村名	河川数	設置箇所数
盛岡広域振興局土木部管内	28	30	岩泉土木センター管内	9	10
盛岡市	10	11	岩泉町	4	5
滝沢市	2	2	田野畑村	5	5
雫石町	6	6	県北広域振興局土木部	25	30
紫波町	5	6	久慈市	16	19
矢巾町	5	5	普代村	1	2
岩手土木センター管内	20	28	野田村	5	5
八幡平市	15	17	洋野町	3	4
葛巻町	3	6	二戸土木センター管内	17	28
岩手町	2	5	二戸市	7	10
花巻土木センター管内	25	29	軽米町	4	5
花巻市	25	29	九戸村	2	3
北上土木センター管内	18	21	一戸町	7	10
北上市	7	7			
西和賀町	12	14			
県南広域振興局土木部管内	20	30			
奥州市	16	23			
金ヶ崎町	4	7			
一関土木センター管内	21	26			
一関市	18	23			
平泉町	3	3			
千厩土木センター管内	13	16			
一関市	13	16			
大船渡土木センター管内	21	23			
大船渡市	11	11			
陸前高田市	6	6			
住田町	5	6			
遠野土木センター管内	20	22			
遠野市	20	22			
沿岸広域振興局土木部管内	10	10			
釜石市	8	8			
大槌町	2	2			
宮古土木センター管内	21	25			
宮古市	16	20			
山田町	5	5			
			計	※263河川	328基

※河川数の計は、重複を除いたものであること。

4 図表5-5 危機管理型水位計による水位の観測箇所一覧 ※P218～232

P219 変更前

図表5-5(管内別) 危機管理型水位計による水位の観測箇所一覧

所在市町村	水系	河川	観測所名	所管	所在地	設置位置座標		備考
						緯度 N	経度 E	
＜盛岡広域振興局土木部管内＞								
盛岡市	北上川水系	大沢川	峰崎橋	岩手県	盛岡市乙部	39.638	141.195	
	北上川水系	南川	権現堂2号線橋梁	岩手県	盛岡市三本柳6地割	39.659	141.167	
	北上川水系	新川	新川橋	岩手県	盛岡市東仙北	39.675	141.160	
	北上川水系	根田茂川	梁場橋	岩手県	右岸:盛岡市根田茂第5地割 左岸:盛岡市根田茂第4地割	39.628	141.295	
	北上川水系	中津川	小貝沢橋	岩手県	盛岡市新庄小貝沢	39.706	141.275	
	北上川水系	米内川	畑井野橋	岩手県	盛岡市上米内字畑井野	39.748	141.212	
	北上川水系	生出川	たためき橋	岩手県	盛岡市下田字石羽根	39.851	141.144	
	北上川水系	生出川	柴沢下田1号橋	岩手県	盛岡市下田字頭無	39.846	141.158	
	北上川水系	丹藤川	大沼線2号橋	岩手県	盛岡市藪川字橋場	39.836	141.404	
	北上川水系	末崎川	町村橋	岩手県	盛岡市藪川	39.849	141.450	
	北上川水系	乙部川	草志田橋	岩手県	盛岡市乙部	39.607	141.208	
	計	10 河川		11 基				
滝沢市	北上川水系	諸葛川	牧野橋	岩手県	滝沢市牧野林	39.754	141.101	
	北上川水系	木賊川分水路	厨川駅滝沢元村線1号橋	岩手県	右岸:滝沢市牧野林 左岸:滝沢市穴口	39.751	141.113	
	計	2 河川		2 基				
雫石町	北上川水系	雫石川	小赤沢橋	岩手県	岩手郡雫石町大字橋場第4地割字安橋野	39.690	140.895	
	北上川水系	南川	大村橋	岩手県	右岸:岩手郡雫石町大村 左岸:岩手郡雫石町馬場	39.594	140.919	
	北上川水系	矢櫃川	棚ヶ沢橋	岩手県	岩手郡雫石町西安庭棚ヶ沢	39.639	140.998	
	北上川水系	外樹沢川	外樹沢橋	岩手県	岩手郡雫石町外樹沢	39.629	140.970	
	北上川水系	鷺宿川	皇軍橋	岩手県	岩手郡雫石町鷺宿	39.640	140.926	
	北上川水系	平出川	大宮橋	岩手県	岩手郡雫石町西根	39.734	140.943	
	計	6 河川		6 基				
紫波町	北上川水系	滝名川	廿越橋	岩手県	右岸:紫波郡紫波町大淵 左岸:紫波郡紫波町南日詰	39.521	141.174	
	北上川水系	黒沢川	四ツ屋橋	岩手県	紫波郡紫波町片寄新田	39.521	141.140	
	北上川水系	赤沢川	赤沢橋	岩手県	紫波郡紫波町赤沢	39.540	141.218	
	北上川水系	天王川	十二橋	岩手県	紫波郡紫波町東長岡	39.587	141.193	
	北上川水系	彦部川	機織橋	岩手県	紫波郡紫波町彦部	39.522	141.201	
	北上川水系	彦部川	神田橋	岩手県	紫波郡紫波町左比内	39.497	141.236	
	計	5 河川		6 基				
矢巾町	北上川水系	岩崎川	落合橋	岩手県	右岸:紫波郡矢巾町北郡山 左岸:紫波郡矢巾町東徳田	39.601	141.161	
	北上川水系	太田川	大畑橋	岩手県	右岸:紫波郡矢巾町太田 左岸:紫波郡矢巾町室岡	39.586	141.126	
	北上川水系	芋沢川	矢次大橋	岩手県	右岸:紫波郡矢巾町又兵工新田 左岸:紫波郡矢巾町北矢幅	39.627	141.141	
	北上川水系	大白沢川	並柳橋	岩手県	右岸:紫波郡矢巾町北郡山 左岸:紫波郡矢巾町東徳田	39.603	141.127	
	計	4 河川		4 基				
合計		27 河川		29 基				

変更後

図表5-5(管内別) 危機管理型水位計による水位の観測箇所一覧

所在市町村	水系	河川	観測所名	所管	所在地	設置位置座標		備考
						緯度 N	経度 E	
＜盛岡広域振興局土木部管内＞								
盛岡市	北上川水系	大沢川	峰崎橋	岩手県	盛岡市乙部	39.638	141.195	
	北上川水系	南川	権現堂2号線橋梁	岩手県	盛岡市三本柳6地割	39.659	141.167	
	北上川水系	新川	新川橋	岩手県	盛岡市東仙北	39.675	141.160	
	北上川水系	根田茂川	梁場橋	岩手県	右岸:盛岡市根田茂第5地割 左岸:盛岡市根田茂第4地割	39.628	141.295	
	北上川水系	中津川	小貝沢橋	岩手県	盛岡市新庄小貝沢	39.706	141.275	
	北上川水系	米内川	畑井野橋	岩手県	盛岡市上米内字畑井野	39.748	141.212	
	北上川水系	生出川	たためき橋	岩手県	盛岡市下田字石羽根	39.851	141.144	
	北上川水系	生出川	柴沢下田1号橋	岩手県	盛岡市下田字頭無	39.846	141.158	
	北上川水系	丹藤川	大沼線2号橋	岩手県	盛岡市藪川字橋場	39.836	141.404	
	北上川水系	末崎川	町村橋	岩手県	盛岡市藪川	39.849	141.450	
	北上川水系	乙部川	草志田橋	岩手県	盛岡市乙部	39.607	141.208	
計		10 河川		11 基				
滝沢市	北上川水系	諸葛川	牧野橋	岩手県	滝沢市牧野林	39.754	141.101	
	北上川水系	木賊川分水路	厨川駅滝沢元村線1号橋	岩手県	右岸:滝沢市牧野林 左岸:滝沢市穴口	39.751	141.113	
計		2 河川		2 基				
雫石町	北上川水系	雫石川	小赤沢橋	岩手県	岩手郡雫石町大字橋場第4地割字安栖野	39.690	140.895	
	北上川水系	南川	大村橋	岩手県	右岸:岩手郡雫石町大村 左岸:岩手郡雫石町馬場	39.594	140.919	
	北上川水系	矢櫃川	棚ヶ沢橋	岩手県	岩手郡雫石町西安庭棚ヶ沢	39.639	140.998	
	北上川水系	外樹沢川	外樹沢橋	岩手県	岩手郡雫石町外樹沢	39.629	140.970	
	北上川水系	鷺宿川	皇軍橋	岩手県	岩手郡雫石町鷺宿	39.640	140.926	
	北上川水系	平出川	大宮橋	岩手県	岩手郡雫石町西根	39.734	140.943	
計		6 河川		6 基				
紫波町	北上川水系	滝名川	廿越橋	岩手県	右岸:紫波郡紫波町大淵 左岸:紫波郡紫波町南日詰	39.521	141.174	
	北上川水系	黒沢川	四ツ屋橋	岩手県	紫波郡紫波町片寄新田	39.521	141.140	
	北上川水系	赤沢川	赤沢橋	岩手県	紫波郡紫波町赤沢	39.540	141.218	
	北上川水系	天王川	十二橋	岩手県	紫波郡紫波町東長岡	39.587	141.193	
	北上川水系	彦部川	機織橋	岩手県	紫波郡紫波町彦部	39.522	141.201	
	北上川水系	彦部川	神田橋	岩手県	紫波郡紫波町左比内	39.497	141.236	
計		5 河川		6 基				
矢巾町	北上川水系	岩崎川	落合橋	岩手県	右岸:紫波郡矢巾町北郡山 左岸:紫波郡矢巾町東徳田	39.601	141.161	
	北上川水系	太田川	大畑橋	岩手県	右岸:紫波郡矢巾町太田 左岸:紫波郡矢巾町室岡	39.586	141.126	
	北上川水系	芋沢川	矢次大橋	岩手県	右岸:紫波郡矢巾町又兵工新田 左岸:紫波郡矢巾町北矢幅	39.627	141.141	
	北上川水系	大白沢川	並柳橋	岩手県	右岸:紫波郡矢巾町北郡山 左岸:紫波郡矢巾町東徳田	39.603	141.127	
	北上川水系	見前川	鳥橋	岩手県	紫波郡矢巾町大字高田第1地割	39.632	141.162	
計		5 河川		5 基				
合計		27 河川		29 基				